

GB—BHE…分野野党の研究

—一九五〇年から一九六七年を中心に—

若
松
新

目次

はじめに

(一) 追放された者・国外亡命者の定義

(二) 負担調整法による改善

(三) 統計的分析

(四) 政党としての「BHE (故郷を追放された者と公民権を剥奪された者のブロック)」

a. 総論

b. 各論…州政権における展開

c. 総括

(五) 問題の背景

— 東部ドイツ地域における国境と民族 (言語) 構成の不一致 —

(六) ドイツ統一の後で

はじめに

「分野野党 (Bereichsopposition, sectoral opposition)」¹⁾ という学術用語は、「特定の政策分野のみを対象として与党内部で展開される反対行動」もしくは「特定の分野の政策について部分的にその変更を求める政党内野党」を意味する。このような野党は「連立政権に参加しながら、本来は他党に所属する閣僚の管轄領域とされた、特定の政策分野に関してのみ代替案を提供しようとする」ものである。さらに、BHEの場合には、「故郷を追放された者」にかかる、担当大臣をしばしば所轄しながら、当該分野の政策の実現を企図する点に、その分野政党としての特徴があった。

ここで、参考のために与野党関係の様々なパターンを概説する。政党と政権の関係を、最も政権寄りのものから順を追って考えると、(1) 首班与党、(2) 連立与党、(3) 「分野野党」、(4) 「部分連合」、(5) 正式な閣外協力、(6) 非公式な閣外協力 (II 「半野党」、(7) 「是々非々戦略」、(8) 次期政権を担当する可能性がある野党第一党と「影の内閣」の組閣、(9) 政権と同一陣営の中小野党、(10) 政権と反対陣営の中小野党、(11) 単一政策野党、(12) 議会外野党、(13) 「構造的野党」があり、さらに、現政権と対極をなす (14) 「野党連合構想」などに分類できる。

(1) 首班与党とは、首相を政権に送った与党であり、原則として与党内では最大の勢力を占めている。但し、村山富市政権のように、与党内少数政党が権謀術数によって首班与党となり、最大与党の支援を受けて政権を他律

的に運営することもある。(2) 連立与党とは連立協定を首班与党と結んで、政権に閣僚を送る与党を指す。(3) 「分野野党」とは、このようにして与党の一部となった政党が、特定の政策領域のみについては反対をする事例を意味する。「分野野党」が、大部分は政府与党の政策に賛成し、一部だけ意見を異にするのに対して、(4) 「部分連合」とは、大部分は意見を異にして、一部だけ政府与党の政策に賛成する野党を意味する。(5) 正式な閣外協力とは閣外協力協定を結んで、政権に閣僚を送らないで、政権に協力する政党を意味する。

(6) 非公式な閣外協力、特に「半野党」とは、閣外協力協定を結んでいないけれども、与党に親近感を持つ与党陣営の一部に位置する野党が、くだんの政府与党が崩壊する危険が迫った時に、野党陣営が政権を握ることを嫌って、投票行動の上で、与党側にくみする行為を指す。スウェーデンの社会民主労働党政権やノルウェーの労働党政権が危機に陥ったときに、事実上の援護射撃をする共産主義政党(「友党」)が、この事例に相当する。⁽²⁾(7) 「是々非々戦略」とは、与野党の間でキャスティング・ヴォートを握る可能性を持つ政党が、政策ごとに野党となったり、与党を支持することによって、自党の存在感をマスコミと国民に対して、印象付ける行為を指す。

(8) 次期政権を担当する可能性がある野党第一党とは、次期政権となる蓋然性が最も高い最大規模の野党である。くだんの野党第一党の党首は、国防政策等の国家の根幹に関わる政策については、守秘義務の範囲内で政府首脳から情報を提供されているので、政府与党と協調することが当然、求められている。英国ではくだんの野党第一党は「影の内閣」を常時、組織して政権交代に備えている。なお、一九七一年総選挙時にオランダ労働党陣営は、「影の内閣」を選挙戦略の上から一時的に組閣している。⁽³⁾

(9) 政権と同一陣営の中小野党は、(2) 連立与党、(3) 「分野野党」、(4) 「部分連合」、(5) 正式な閣外協

力、(6) 非公式な閣外協力(=「半野党」として、政権に接近する可能性が高い。これに対して、(10) 政権と反対陣営の中小野党は、与党に懐柔される可能性は相対的に低い。しかし、何らかの形で(14)「野党連合構想」が存在して野党第一党に求心力がある時と、そういった求心力が全くない時では、「政権と反対陣営の中小野党」が政府与党と取る距離感異なる。特に、政権が少数与党の時には、政府与党としては、よしんば、当該政党が野党陣営の一角を占めていても、切り崩して与党陣営に引き入れようとする可能性が生じるからである。(11) 単一政策野党は、単一の政策の変更を求める野党であり、GB—BHEのような旧来型の「単一政策のみの変更を求める野党」と、「緑の党」のように、特定の価値観に基づいて「一連の政策群の変更を求める野党」とに分類できる。

さらに(12) 議会外野党(APO: Außer-Parlamentarische Opposition, Extra-Parliamentary Opposition)という概念(Begriff)がある。この概念は、元々、一九六〇年代以降に、議会内野党に飽き足らず、議会外で野党行動を繰り上げた極左派集団を意味していた。だが、拙稿では、GB—BHEが議会に進出する権利を得られなかった当時にも該当すると考える。つまり、一九五〇年一月一日に政党許可制度が廃止される以前の、超党派的な追放された者の諸団体である(一九四八年以降、許可された)「追放されたドイツ人の連合」と「農民同盟」は、一種の議会外から政策の変更を訴える、極右派(もしくは右派)の議会外野党(APO)に相当すると見なす。加えて、最も政権構想から疎外された野党として、(13)「構造的野党(structural opposition)」がある。⁽⁴⁾「構造的野党」とは、煎じ詰めて言えば、与野党関係の構造もしくはは政治制度の上から、与党になる可能性がほぼ皆無の野党を意味する。冷戦下のイタリア共産党が「構造的野党」の代表例である。

総括すると、GB—BHEという小規模の野党は、当初、(12) 極右の議会外野党であったが、一九五〇年以降、

議会に進出して、(11) 単一政策のみを掲げる議会内野党となった。やがて、連立交渉を進めて(2) 連立与党となった。だが、その主張する政策の性質上、GB—BHEは、(3) 「分野野党」としての属性も兼ね備えていた。

なお、中小の野党が主に採る政治戦略としては、(2) 連立与党、(3) 「分野野党」、(4) 「部分連合」、(5) 正式な閣外協力、(6) 非公式な閣外協力(Ⅱ「半野党」、(7) 「是々非々戦略」、(11) 単一政策野党などが考えられる。これに対して、大政党が主に採る政治戦略としては、(1) 首班与党、(8) 野党第一党が行う「影の内閣」の組閣、さらに、(14) 「野党連合構想」を画策し、野党第一党への求心力を維持し、政府与党とほぼ互角の実力を示して、渡り合う戦術などもある。また、(13) 「構造的野党」が採る戦略としては、冷戦下での万年野党・旧日本社会党(現社会民主党)のように、過半数は事実上、取らず政権も担当しないが、その代わりに三分の一以上の議席数を確保し続けて、憲法改正のみを阻止するという(15) 「象徴的な野党行動」もある。上記のように、中小の野党と言うよりも「弱小野党」であったGB—BHEが選択しうる戦術は、GB—BHEの規模の点からも限られていた。

以上、与野党の「役割」を基準に分類した。これ以外にも、野党の特質、特に野党の立憲的もしくは政治的「性格」如何による分類⁽⁵⁾—例えば、責任ある野党、責任なき野党、半分だけ責任ある野党、公正な野党、不公正な野党など—がある。

(一) 追放された者・国外亡命者の定義

本稿に言う追放された者 (Vertriebene) とは、第二次世界大戦に敗戦した結果として、今日の統一ドイツ領土以外の居住地から放逐された、ドイツ国籍ないしドイツ民族に属する人々を指す。第二次世界大戦終結時に、(1) 旧ドイツ国の東部地域と (2) 一九三七年のドイツ国の国境外に位置する入植地からなる「故郷 (Heimat)」に居住するドイツ国民 (民族) は、約一、六六〇万人を数えた。その内、一九五〇年現在では、約二七〇万人が故郷に残り、約一、一七〇万人が故郷を追われた。その際に、約二一〇万人が追放の途上で死亡した。

一九四三年一月二八日から二月一日にイランの首都・テヘランで行われたテヘラン会談と、一九四五年二月四日から一日に現ウクライナ共和国のクリミア半島の突端に位置する小都市・ヤルタで開催されたヤルタ会談で、F・ローズヴェルト米大統領、W・チャーチル英首相、J・スターリン・ソ連首相からなる三大連合国首脳は、ポーランド領土からのドイツ人の強制退去を取り決めた。この強制退去のために必要な費用は、ドイツ側が負担して西方のドイツ領土に移住するものとされた。最終的にこの措置が決定される以前の、一九四五年夏に、ポーランド政府はポーランドに与えられた領土から、ドイツ住民を国外退去処分にした。同時に、ズデーテン地方 (現在のチェコ共和国のドイツとオーストリアに国境を接する地方) に居住していたドイツ人が、旧チヨコ・スロヴァキアから大量に追い出された。このズデーテン地方に在任していたドイツ人の一部は、オーストリアにも逃れた。一九四五年八月二日にH・トルーマン米大統領、C・R・アトリー英首相とスターリンが署名した、ポツダム協定 (ベ

ルリン会議についての三大連合国の事務的通知)の第一三章⁽⁶⁾は、(一九一九年の時点で旧ドイツ領土に属していた)東部ドイツ地方に在住するドイツ人住民、ズデーテン地方に在住するドイツ人住民、およびポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリーのドイツ人居留地(コロニー)に散在する残余のドイツ人住民を、「秩序正しい人間的な方法(ordnungsgemäßige und humane Weise)」で、占領国管理委員会による移送計画が立案された後に始めて、「移送(Überführung)」することを指令した。それにもかかわらず、その後、直ちに、この規定に反して——つまり、場合によっては老人、子供、女性に対しても「徒歩」による移動を強いる——追放政策が実施されたのである。

一九四五年一〇月一七日に占領国管理委員会が「ドイツ住民の移送計画」を発表した。また、その他の協定が、条約によって締結された「輸送手段を用いた追放」を規定した。この「移送計画」に基づいた大量追放の実施は、総じて一九四七年末まで続いた。だが、この政治的に見て新たな「移送計画」に含まれる、抑圧的な諸措置、および経済的・社会的に劣悪な生活環境は、かつての故郷に在住する多くのドイツ人を、引き続き故郷への残留せしめるよう作用した。一九五〇年と一九五一年に実施された「左遷作戦(Aktion Link)」によって、約六八、〇〇〇人のドイツ人の強制移住が可能となった。ドイツ赤十字と国際赤十字、およびドイツ連邦共和国(西ドイツ)政府が多面的に努力した結果、後日になって初めて、離散した家族が一箇所に居住するための「善後策」を規定する取り決めが成立した⁽⁷⁾。

一九五三年に制定された(一九七二年九月三日現在の)「追放された者に関する連邦法律(Bundesvertriebenen-Gesetz)」すなわち【正式名称】追放された者と国外亡命者の案件に関する法律(Das Gesetz über die An-

gelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge : 【略称】 B V F G : Bundesvertriebenen und Flüchtlinge-Gesetz) は、追放された者と国外亡命者がドイツ連邦共和国の経済・社会秩序へ、順次に編入されることを目的とした。この目的のために、当該法律は「再移住措置 (Umsiedlungsmaßnahmen)」の助けにより、連邦共和国の各州間で地域格差が少なく、追放された者と国外亡命者が適度に配分されるように尽力した。加えて、追放された農民の西ドイツへの編入は、新しい農地の適切な配分、補助金、税制上の優遇措置によって、立案・計画された。さらに、職業・営業開始の認可基準の緩和、(貸し出し、利子の軽減、公的機関からの注文、職業紹介上の優遇などの) 自営業者と非自営業者の就業促進策、および、その他の優遇規定、つまり、かつての債務適用に際しての保護措置、社会保険上、等しい地位の保証、かつての出身国で合格していた資格試験のドイツでの承認などを、B V F G は定めた。⁽⁸⁾

B V F G は、単なる「追放された者 (Vertriebene)」と、既に一九三七年一月三十一日以前から追放された領土に在住していた「故郷を追放された者 (Heimat-Vertriebene)」とを区別した。申請に基づいて「故郷を追放された者」は「追放者証明書—A」を、「故郷を追放された者」ではない、単なる「追放された者」は「証明書—B」を、旧ソ連占領区(東ドイツ)からの国外亡命者で、同時に「追放された者」や「故郷を追放された者」でない者は「証明書—C」を受け取るものとされた。B V F G は、追放された者または国外亡命者となった者の元来の生業という身分(の相違)のみならず、出生(の区別)によって派生する身分(の相違)にも、関知し(識別し)ていない。つまり、追放の後に生まれた子供は、出生の時点か、私生児の場合には認知の時点で、家族としての保護監督権が生じた、または生じる「片親」の追放された者としての身分を継承する(B V F G 第七条)。追放された者

(Vertriebene)と追放されなかった者 (Nicht-Vertriebene) との婚姻によって生まれた子供は、一般には父親の側の権利を継承するものとされた。

追放された者は一九四五年から一九四六年にかけては、圧倒的に西ドイツの農村地帯に流入した。その後、一九四九年一月の末から一九六二年の末にかけて、約一〇〇万人の追放された者が、シュレースヴィヒホルシュタイン州、ニーダーザクセン州、バイエルン州という「追放された者を放出した（農村地帯の）諸州」から、連邦のその他の州からなる「受け入れ州」へと再移住した。経済的編入には、漸次の社会的な編入が結び付いていた。再移住によって実現した「(各州間での) 負担の均衡化」は、編入を促進する努力を示している。

一九五〇年八月五日にシュトゥットガルトで採択された「ドイツにおける故郷を追放された者の憲章」は、復讐と報復を放棄する一方で、「神によって与えられた人類の基本権の一つとしての故郷に帰る権利」と、ドイツとヨーロッパの再建に追放された者が等しい権利を持って参加することを表明した。超党派的な追放された者の団体を結成することは、一九四八年以降、許可された。「追放されたドイツ人の連合 (B v D : Bund der vertriebenen Deutschen)」と「農民同盟 (Verband der Landsmannschaften)」が合併して、一九五七年に「追放された者の連合 (Bund der Vertriebenen)」が結成された。

ドイツ民主共和国 (東ドイツ) において、追放された者は公的な職務の上では「新しい市民」ないし「移住者」と見なされた。その数は一九四五年と一九四九年の間には、四四四万人を数えた。しかし、ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) への再移住と、東ドイツからの国外逃亡 (＝国外亡命) の結果として、最終的に、その数は一七〇万人にまで減少した。追放された者の編入と補償のための特別な社会政策上の措置が、ドイツ民主共和国で実施された証

拠はない。追放された者が独自の政治的利益を追求する組織を結成することは、ドイツ民主共和国では不可能であった。⁽⁹⁾

(二) 負担調整法による改善

戦争の経過が思わしくないという圧力の下、ドイツ国 (Das Deutsche Reich) の東部に居住している者の多くが、戦時中にその故郷を離れた。戦後になってポーランドは、当時ポーランド行政の管轄下にあった(ドイツ国の)旧東部地域で生活する、ドイツ人の大半を追放処分にした。それ以外にも、連合国管理委員会の命令によって、六六五万人のドイツ人が、国外から四大連合国(米・英・仏・ソ連)占領区内の地域に移住した。一九五〇年代の初頭には、両ドイツ国家に流入した故郷を追放された者の総数は、遂に一、二〇〇万人を超えた。その内、八〇〇万人を超える人々が、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)に流入した。

既に四大連合国による占領期に、「追放された者に関わるドイツ行政官庁の作業共同体」を仲介者として、追放されたドイツ人、もしくは、ドイツ国内に他国から亡命したドイツ人の再移住と均等な配分を目指す政策が実施され、さらに、財政的な負担を調整し均衡化する政策が準備された。しかしながら、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)の草創期には、多くの追放された者を抱えて物質的な困窮の程度が甚だしかった。一九五二年六月一〇日に連邦議会は、相対立する意見が応酬される審議経過を経た後に、採択のために必要とされる十分な多数派を確保して、記名投票によると四〇二名の総議員の内、二〇八名の賛成多数で、「負担調整法(LAG: Lastenausgleichs-

gesetz)」を議決した。LAGによれば、ドイツ連邦共和国領土内に既に従来から居住するドイツ人が、追放された者に対して支払う「負担を調整するための基金」を通じて、負担を均等化することが企図された。

行政的な措置を伴った追放された者の編入それ自体を分析してみても、当初はいずれにせよ、十分な成果を上げられなかった。だが、経済が復興して好景気が始まったことは、今日の視点から見た場合に、戦後になって旧東部ドイツ地域から流入した国民と、従来から西ドイツに在住していた国民との統合が、理想的に成功するために、最も重要な財政的基盤を生ぜしめた。政治的レベルでは第一に、追放された者の諸組織を「政党政治」に統合する保守政党が成功を収めた。多くの追放された者を政治的に代表する「故郷を追放された者と公民権を剥奪された者のブロック (BHE: Block der Heimatvertriebenen und Entrechteten)」なお、本稿では、BHEという略称を用いるが、「難民党」という表示方法もある。)が、差し当たって幾つかの州議会に代表者を送った。BHEは、バーデン・ヴュルテンベルク州とシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州では主に首班与党CDU (キリスト教民主同盟)と、バイエルン州では主に首班与党CSU (キリスト教社会同盟)と、ヘッセン州とニーダーザクセン州では主に首班与党SPD (ドイツ社会民主党)と、州レベルでの連立政権を組閣した。その後、連立与党として時の経過を経るにつれて、遂にBHEは、バーデン・ヴュルテンベルク州とシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州ではCDU、バイエルン州ではCSU、ヘッセン州とニーダーザクセン州ではSPDによって事実上、吸収合併された。

当初は、かつての故郷の文化的伝統の育成を目的として組織された「同郷会」であった追放された者の諸団体が、圧力団体政治においても同様に、一層保守的な根本的立場を代表するようになった。さらに一九五〇年代に入って、これら追放された者の諸団体は独自の政党を結成し、やがて、連邦レベルでの「アーデナウアーCDU首班連立政

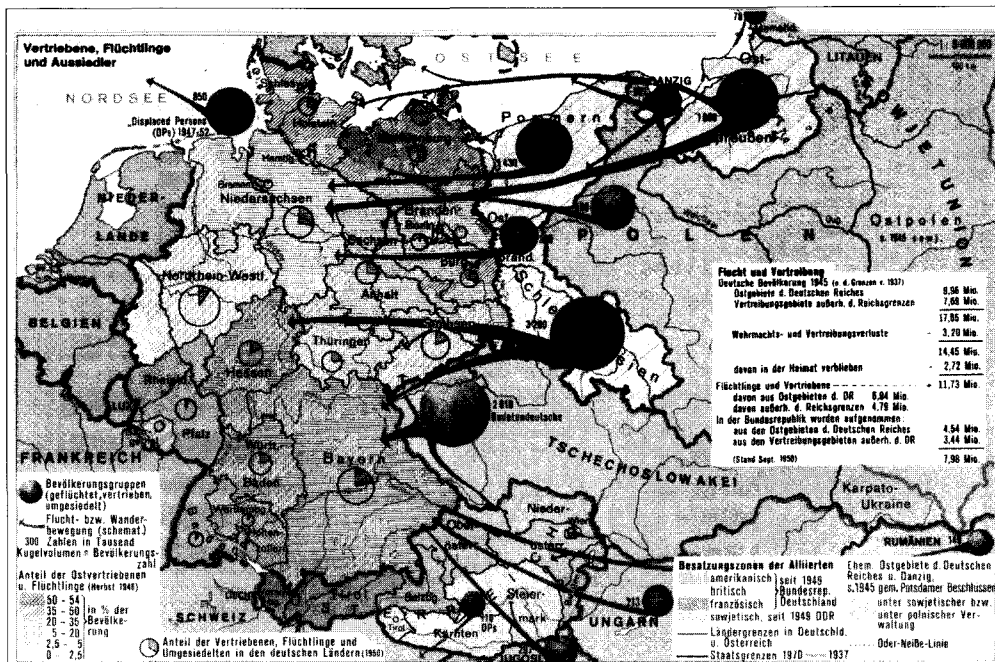
権」にとつても、重要な支柱の一つを提供するようになった。他方で、追放された者の諸団体の構成員がドイツ連邦共和国の社会にますます統合されるにつれて、独自の政治的要素としての追放された者の諸組織の重要性は、年を経るにつれて次第に減少したのである。⁽¹⁰⁾

(三) 統計的分析

旧ドイツ国の東部地域（現ポーランド領の東プロイセン南部、ポメルン、東ブランテンブルク、シュレージエン、および、現ロシア連邦領（飛び地）の東プロイセン北部）から（現在の統一ドイツに相当する）東西ドイツ領土へ追放された者の数、つまり「国外亡命者と追放された者（Flüchtlinge und Vertriebene）」の人数は、より正確に言えば、約一、一七三万人と推定されている。⁽¹¹⁾ その内、約二〇〇万人のドイツ人——とりわけ女性、子供、老人——が、追放措置によつて国外に追い出されて、ドイツに入国する以前に逝去した。⁽¹²⁾ この「国外に追放されてドイツに移動する途上で逝去した者（Vertreibungsverluste）」の人数は、二〇〇万人以上とも、およそ二一〇万人とも言われている。⁽¹³⁾

なお、比較研究のために「追放された者」に関する一般的な百科事典的知識を提供したい。すなわち一般に「追放」とは、ある一国内で民族的・言語的・宗教的に多数派の国民から区別された、少数派を国外退去処分に付することである。第一次世界大戦時と第二次世界大戦時に、この「追放」政策から派生し、その結果、生じた「少数派問題」は、とりわけ「一つのヨーロッパ大陸（ヨーロッパ統合）」にとつての懸案となり、国籍原則の発展や民族

図1：第二次世界大戦後の「国外亡命者、追放された者、国外移住者」の移動開始地点と移動先の概要



GB—BHE：分野党の研究

本図は、*Der Fischer Informationsatlas BRD*, 3. Aufl., Fischer, 1990, S. 151. による。なお、本図内の右に付された表を参考までに邦訳する。(次頁)

【国外亡命者と追放された者】

(1937年の領土内外における) 1945年のドイツ民族の人口	
ドイツ国の東部地域	996万人
ドイツ国領土外の追放対象地域	769万人
	(総計) 1765万人
(マイナス) 兵役従事中の戦死者と追放による移動中の死亡者	- 320万人
	(差し引き) 1445万人
(マイナス) その内、故郷に残留した者	- 272万人
<国外亡命者と追放された者の総数>	(差し引き) 1173万人
その内、ドイツ国の東部地域から	694万人
その内、ドイツ国の領土外から	479万人
<その内、ドイツ連邦共和国に受け入れられた者の数>	
ドイツ国の東部地域から	454万人
ドイツ国の領土外の追放地域から	343万人
	(合計) 798万人

(1950年9月の時点で計算)

自決権の思想と複雑にからみ合ってきた。

総体として少数派と判定された住民を追放する具体例は、既に古くから知られている。近代における追放の第一の理由は、とりわけ異なった宗派に属しているという宗教上の事由であった。こうしてユグノー派（フランスの新教徒の一派）が、一七世紀にフランスから他国へ移住することを強制された。第一次世界大戦後になると、領土の変更不要いし割譲の結果としての追放が生じた。すなわち、例えばドイツ人がポーランドから、ドイツ人がエルザス・ロートリンゲン地方から、ポーランド人がソ連から追放された。さらに、第二次世界大戦後にも再度、ドイツ人は新しいポーランド領土から、ポーランド人は新しいソ連領土から追放された。こうして、ポーランドという国家の領土は、二度にわたって「西進（より西方に移動）」した。一九四〇年と再度一九四四年に、フィンランド人が西カレリア地方から追放された。一九四八年以降と再度一九六七年以降には、大数のアラブ人が、イスラエルないしイスラエル占領地から、追放される事態となった。ドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）の総人口の内、約一七・二％は、戦後の追放政策の被害をこうむった者、とり

図2：旧ドイツ国東部地域とドイツ民族がかって住んでいた
諸外国からの国外亡命者と追放された者の総数（千人単位）
（追放された者の数と比較したドイツ国籍者とドイツ民族の総数付き）

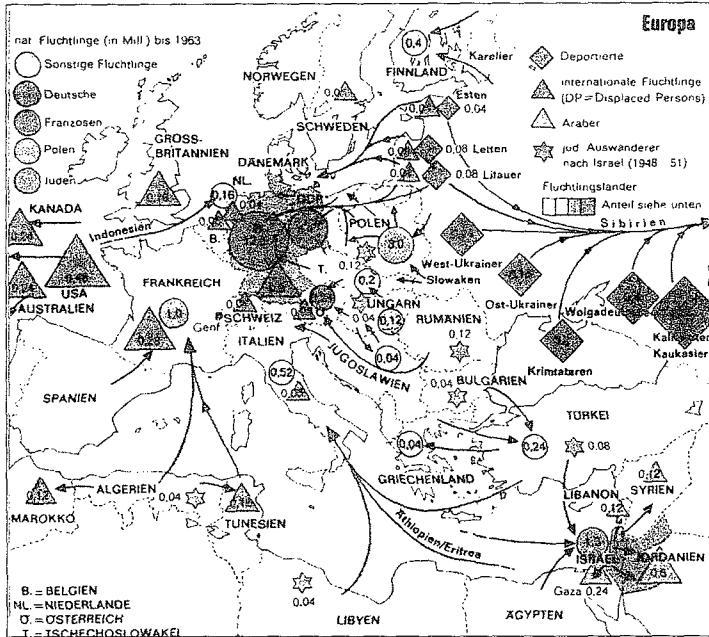
地域名	ドイツ国籍者と ドイツ民族の総数		追放された 者の総数
	1939	1944/1945	
南部東プロセイン	1314	1370	1234
東部ポメルン	1884	1956	1430
東部ブランデンブルク	642	657	395
シュレージエン	4577	4751	3197
全ドイツ領東部地域（北部東プロセインを除く）	8417	8734	6256
ダンツィヒ（現在のグダニスク）市	380	395	291
ポーランド（ポーランド東部地域を除く）	1236	1263	618
全ポーランド（現国境内）領域	10033	10392	7165
エストニア	23	24	
ラトヴィア	64	75	92
リトアニア	52	54	
メーメル地方	118	129	78
北部東プロセイン	1154	1209	725
ポーランド東部地域	135	138	70
カルパチア山脈沿いのウクライナ	13	13	3
北部ブゴヴィナ	44	45	37
ベッサラビア	93	95	79
旧ソ連邦	1427	1500	62
全旧ソ連邦国境内領域	3123	3282	1146
チェコ・スロヴァキア	3464	3620	2997
ハンガリー	623	633	213
ユーゴスラヴィア	537	550	297
ルーマニア	660	689	137
その他のバルカン諸国	6	6	3
総計	18446	19172	11958

本図は、*Der Grosse PLOETZ*, 31. Aufl., 1992, S. 944. による。

わけ一九四五年以降ポーランドとソ連の管理区域（＝領土）に編入された、旧ドイツ国の東部地域から追放された者、もしくは、その子孫である。つまり、彼等は、超大国（＝旧ソ連）による国境線変更政策の犠牲者と言える。⁽¹⁵⁾

この内、ポーランド人がソ連から追放されていることに注目すると、ポーランドという国の「西進（西方への移動）」現象が再認識される。つまり、ポーランドという国は、民族追放政策の犠牲者（この場合は、ソ連が加害者）でもあり、また加害者（この場合は、ドイツが犠牲者）でもある。図3に見記されたポーランド人の移動を見

図3：第二次世界大戦後の国外亡命者と追放された者



Flüchtling und Vertriebene nach 1945

本図は、*drv-Atlas zur Weltgeschichte*, 2.Bd., 25. Aufl., 1991, S. 498. による。

でも、約三〇〇万人のポーランド人が、第二次世界大戦後のポーランド国土の「西進」政策の故に、(新たにソ連領土となった、旧米の国土の東半分)に位置する)旧ポーランド領土から(旧米の国土の西半分に位置する)新ポーランド領土へと流入した。さらに、こうして流入したポーランド人と同数のポーランド人が、(旧米の国土の西半分に相当し、新しい国土の東半分に位置する、第二次世界大戦の前後と通じての)ポーランド領土を追われて流出して、新しい西部地域のポーランド領土(すなわち、旧ドイツ国の東部領土)へ移動している。さらに、図3の◆で表されたシベリア流刑者数を見ると、スターリン・ソ連首相の残忍さが浮き彫りになる。また、その具体的数値

図4：1945年の崩壊後のドイツ



Deutschland nach dem Zusammenbruch 1945

本図は、*dtv-Atlas zur Weltgeschichte*, 2. Bd., 25. Aufl., 1991, S. 526. による。

を刻銘に記憶している、ドイツの統計資料の正確さが実証される。すなわち、四万人のエストニア人、八万人のラトヴィア人、八万人のリトアニア人、二四万人の西ウクライナ人、一六万人の東ウクライナ人、二〇万人のクリミアのタタール人、四〇万人のヴォルカのドイツ人、八〇万人の（西モンゴルの一部族である）カルムック（Kalmitiken）人とコーカサス人が、シベリアへの流刑処分に付されたという。その総数二〇〇万人である。

ヴォルフガング・ベンツ（Wolfgang Benz）によれば、「東プロイセンの北部をケリーニヒスベルク（Königsberg）ロシア名：カリニングラート：Kaliningrad）市と共にソ連に割譲するという（ドイツ東部地域の法的地位、すなわち領土割譲問題は、一九四五年夏には、著しく異常な問題点を含んではいなかった。

しかしながら、事態を一層、悪化させたのは、ドイツ人をポーランド、チェコ・スロヴァキア、ハンガリーから追放するという、米英ソ三大連合国の決定であった。『居住民の内、ドイツ民族を構成する部分を、秩序立てて移動させる』とのスローガンの下、一九四五年春以来、東部・南東部ヨーロッパからドイツ人を追放した結果、数一〇〇万の事例の悲劇が繰り広げられた。一九四四年以来、押し寄せてくる赤軍を逃れて西方に敗走するドイツ系住民と共に、最終的には一、二〇〇万人以上の人々が旧来の故郷を失った。これら故郷を追放された者は、新たに削られて縮小したドイツ領土に吸収され、食糧と衣服と住居を与えられなければならないなかった。一九四九年まで事実上、フランス占領区が追放された者の受け入れを拒否した。そのため、これら追放された者と国外亡命者は、米英ソ三大連合国の占領区に押し寄せた。さらに、当初はソ連占領区（旧東ドイツ）に受け入れられた者の多くは、その後、米英両占領区（旧西ドイツの一部）に再移動した。こうして一九五〇年には、ドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）に吸収された故郷を追放された者の総数は、七五〇万人を超えた¹⁷のである。「一九四九年まで事実上、フランス占領区が難民の受け入れを拒否した」ことは、図4に記された、各州別住民に占める故郷を追放された者の割合（○印の右上に記された扇形（灰色の部分）の比率）に明らかに示されている。

（四）政党としての「BHE（故郷を追放された者と公民権を剥奪された者のブロック）」

（a）総論

これら「追放された者と国外亡命者」達は、自己の權益を主張する為に、GB—BHE（全ドイツブロック／故

郷を追放された者と公民権を剝奪された者のブロック：Gesamtd deutscher Block/Block der Heimatvertriebenen und Entrechteten）と称する独自の政党を結成し、一九五三年九月六日の第二回連邦議会総選挙で、五・九%の得票率で、二七議席を獲得した。⁽¹⁹⁾

一九五二年九月一四日のGB—BHE党綱領は、前文で「権利を剝奪され、振り所を失った数一〇〇万人の人間が、敗戦の結果が全ての（ドイツ）人の肩の上に等しく再配分されることを、空しく待ちわびている。GB—BHEは、（故郷を）追放された者に先祖伝来の故郷が返還され、ヤルタとポツダム決定が平和的に改訂されるよう、全世界に要請する」と、宣言した。⁽²⁰⁾ BHEの結党宣言が、ヤルタ協定とポツダム宣言の改訂を訴えていることからも判る通り、連合国（西側三箇国占領軍）政府は、当初、このような（占領国の政策に反対する）政党の結成を許可しなかった。しかし、第一回連邦議会選挙が一九四九年八月一四日に挙行されて、九月一五日にK・アーテナウアー（Konrad Adenauer）が、初代連邦首相に就任した。こうして、ひとまずは連邦共和国の自由で民主的な体制が確立した。そこで、その後、一九五〇年一月一四日に、政党許可制度は廃止されるに至った。政党許可制度の廃止に伴い、およそ三〇の少数断片政党（Spitterparteien）が結党を宣言した。その中で最も大きく、最も重要な問題を提起したのがBHEであったのである。⁽²¹⁾

本来、政党は、政権獲得をその活動の主たる目的とする。これに対して、GB—BHEのように特殊な利害のみを主張する野党は、一般に「特定の政策を推進することを専ら目的とする特殊な野党（issue-oriented ad hoc opposition）」⁽²²⁾と呼ばれる。この種の「特殊な一連の政策群を主張する野党」としては、最近では一九八三年から一九九八年の五回の連邦議会総選挙にかけての「緑の党」勢力が挙げられる。「緑の党」は旧西ドイツで、二七議

席、得票率五・六％（一九八三年）と四二議席、得票率八・三％（一九八七年）を獲得した。さらに統一ドイツの第一回連邦議会選挙に際しては、一方で、旧西ドイツ地区では「緑の党」が、（早急なドイツ統一に反対して）〇議席、得票率四・八％（一九九〇年）に終わり、挫折を味わった。他方で、旧東ドイツ地区では「一九〇年連合Ⅱ緑の党」が八議席、六・〇％（一九九〇年）を獲得して善戦した。その後、両独の「緑の党」組織が統一した「一九〇年連合Ⅱ緑の党」が、四九議席、得票率七・三％（一九九四年）を得て、連邦議会選挙で大挙して議席を再び獲得した。⁽²⁴⁾

さらに、一九九八年九月二七日の連邦議会選挙では、「一九〇年連合Ⅱ緑の党」が、四七議席、得票率六・七％を獲得した。総選挙後、「緑の党」はSPDと連立して、連邦レベルで初めて連立与党となった。連立政権内部で「緑の党」は、副首相兼外相、環境相、保健相の三閣僚⁽²⁵⁾を得た。一九八三年の連邦議会初進出から数えて、一五年が経過している。当初、「既成政党に反対する政党（anti-party party）」として誕生した「緑の党」にとつては、隔世の感があるだろう。しかし、「緑の党には独自の環境政策と社会政策は存在するが、緑の党に独自の対外政策は存在しない。⁽²⁶⁾ そうであるにもかかわらず、緑の党が連邦外相のポストを得たのは、おかしなことである」と、「緑の党」の政策を詳細に研究してきたP・ハイン（Patrick Hein）氏はいぶかしがった。

「緑の党」の所属議員が、議会活動に順応して次第に保守化したのは、ドイツ連邦議会の委員会制度の場合、委員会の構成人数が一三名から三七名⁽²⁸⁾と比較的少人数であり、多くの場合、□の字形のテーブルの外側に内向きに座る状態で、傍聴人席や、記者席が極端に少ない、狭い部屋で（原則としてテレビ中継がないという意味で、非公開で）行われるという理由にもよる。つまり、ドイツの委員会審議は、政党間での妥協を目的として営まれて⁽²⁹⁾いる。

これと比較するならば、日本の国会における委員会審議の形態は、(テレビ中継を含む)公開性と多人数を原則とする。そこで、日本の委員会制度は、政党の意見表明の場とはなるが、妥協案作成の舞台とはならない。

「緑の党」が左派的傾向を持つ「二連の政策群を提唱する野党」であるとすると、GB—BHEは右派的傾向を持つ「単一政策のみを提唱する野党」と言える。このような政党が全ての分野の政策を網羅する政党綱領を持っていないことを批判し、こうして政権担当能力を持っていないと揚げ足を取ることは容易である。(なるほど、「緑の党」の場合には、ポスト物質主義に導かれた、一連の政策群を提唱することが出来たが、)単一の特定政策のみを主張したGB—BHEの場合には、包括的な政党綱領を持つことは、有権者の支持を拡大・維持するためには命取りになるか、少なくとも、かえって不利益となった。そこで「特殊な利益」のみを主張し続けたほうが、移り気な有権者の支持を極大化することを目的とする、選挙戦略の上では有利に働いたかもしれない。一九五三年と一九五七年の連邦議会総選挙におけるGB—BHEの以下の総括的分析は、この党の選挙戦略上、自己矛盾した支持基盤の実態を物語っている。

一九五二年九月に採択されたGB—BHEの選挙綱領は、簡素に「前文、内政、経済援助・社会政策、文化政策、対外政策」の五章で編纂されている。この綱領の特徴は、末尾の「対外政策」の項で、「我々の祖国は分断された。GB—BHEの第一の要求(Forderung)は統一されたドイツの再建である。(その際に)ドイツとは西部、中部および東部ドイツを意味する」と、強引に領土的な主張を繰り広げていることである。この主張は右翼的であると推察される。ただし、文末(に繰り広げられた七項目の要求の第一項)で「諸国民の自決権に基づく真の平和と、ヤルタおよびポツダムで起草された決定の変更」を主張しているからである。とは言え、「大西洋憲章を全ての国

民と国家に適用すること」(第二項)、「相互の民族的憎悪の排除」(第四項)も同時に要求している点を考慮すると、完全に右翼とみなされるわけではない。つまり、「故郷を追放された者に対して旧い故郷を返還し、故郷を再び建設させることについての世界の援助」(第七項)を要求する「単一政策のみを主張する野党」に過ぎないと言えようである。さらに、第六項では、「故郷を追放されたドイツ人が議会において象徴的な代表権」を得るであろうと宣言する⁽³⁰⁾。

これに対して、一九五七年のGB—BHE選挙綱領は、分量的には約四倍となり、「前文、対外政策、国家政策(Staatspolitik)、防衛政策、経済政策、社会政策、農業政策、文化政策」と八章編成に増える。一九五七年GB—BHE綱領は「対外政策」の項で、GB—BHEがその達成を不断に主張する目的を称して、「ドイツ国(Das Deutschen Reich)」の再建とする。「過去」において「その他の世界の視点から見て、ドイツ国民が威信と尊厳」を持つていたことが回顧され、「再統一されたドイツ国」では、この威信と尊厳が再現されべきであるとする⁽³¹⁾。このくだりは、GB—BHEに特異な主張である。

(b) 各論…州政権における展開

結党の後、比較的短期の間に、GB—BHEは、幾つかの州議会、および連邦議会に進出して各種の政策論議に対応する必要性に直面した。加えて、GB—BHEは、連邦政権もしくは部分的に州政権で連立与党となり、政権担当能力を備える必要性が生じた。連邦レベルでは、一九五三年九月から一九五五年七月まで短期間だが、CDUアーデナウアー首班内閣に連立して参加し、追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当連邦大臣T・オーバーレ

ンダー (Theodor Oberländer) と特別任務担当連邦相 W・クラフト (Waldemar Kraft) の二閣僚を擁立した。その後、連邦 GB—BHE 所属の閣僚は、無所属時代を経て、一九五六年に連邦 CDU に吸収合併された。さらに、幾つかの州議会でも、GB—BHE は一角の足跡を残している。例えば、以下の通りである。

(1) ヴュルテンベルク・バーデン州では DG (≡ Deutsche Gemeinschaft) / BHE として一九五〇年に一六議席 (二四・七%)、州制度再編の後のバーデン・ヴュルテンベルク州では BHE として一九五二年に六議席 (六・三%)、GB—BHE として一九五六年に七議席 (六・三%)、一九六〇年に七議席 (六・六%) を獲得した。一九五二年以降一九六四年まで連立政権の一翼を担い、追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当州大臣のポストを一貫して確保した。すなわち、一九五二年三月から一九六〇年五月まで E・フィードラー (Eduard Fiedler) が追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当州大臣を務め、一九六〇年七月から一九六四年一月まで J・シュヴァルトツ (Josef Schwartz) が追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当長官 (州務大臣格) を務めた。その間、州政府首班与党は一九五二年三月から五三年一〇月まで FDP (自由民主党) / DVP (民主国民党)、一九五三年一〇月から一九六四年まで CDU で、GB—BHE は一九六四年一月以降 CDU に吸収合併された。一九六四年一月以降も、新たに CDU に所属した (元 GB—BHE の) J・シュヴァルトツは追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当長官に在職し続けて、一九六六年二月までその地位にあった。

(2) バイエルン州では BHE / DG (≡ Deutscher Gemeinschaftsblock der HE) として一九五〇年に二六議席 (二二・二%)、GB—GHE として一九五四年に一九議席 (二〇・二%)、一九五八年に一七議席 (八・七%) を獲得した。一九五四年一月以降一九六二年一月まで連立政権に加わり、その間、一貫して労働・社会保障担当

州大臣（一九五七年一〇月から五八年一月までは州副首相も兼務）のポストに、W・シュタイン（Walter Stain）を代表として送った。州政府首班与党は一九五四年一月から五七年一〇月までSPD、一九五七年一〇月から一九六二年一月までCSUであった。

(3) ヘッセン州では、FDP/BHEとして一九五〇年に二二議席（三二・八％）を獲得し第二党となり、GB—BHEとして一九五四年には七議席（七・七％）、一九五八年には七議席（七・四％）を獲得し、GDP（Gesamtdutsche Partei）/BHEとして一九六二年には六議席（六・三％）を獲得した。一九五四年から一九六六年までSPD首班政権の連立与党となった。そして、一九五四年一月から四年間は州副首相兼労働・経済・交通担当州大臣G・フランケ（Gothard Franke）と農林担当州大臣G・ハッカー（Gustav Hacker）が二閣僚を、一九五八年一月から四年間は経済・交通担当州大臣G・フランケと農林担当州大臣G・ハッカーが二閣僚を、一九六二年一月から四年間は農林担当州大臣G・ハッカーが一閣僚を占めた。

(4) ニーダーザクセン州では、BHEとして一九五一年には二二議席（一四・九％）、一九五五年には一七議席（一一・〇％）、GB—BHEとして一九五九年には一三議席（八・三％）を獲得した。一九五一年から五七年と、一九五九年から六三年まで連立政権に参加した。この間、一九五一年五月から五五年四月まではSPD首班と連立して、州副首相兼食糧・農林担当州大臣F・v・ケッセル（Friedrich von Kessel）と経済・交通担当州大臣H・アーレンス（Hermann Ahrens）と追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当州大臣E・シェルハウス（Erich Schellhaus）の三閣僚を擁した。また、一九五五年四月から五七年一月まではDP（ドイツ党）首班と連立し、経済・交通担当州大臣H・アーレンスと食糧・農林担当州大臣F・v・ケッセルと追放された者・国外亡命者・戦

争被災者担当州大臣E・シエルハウスの三閣僚を代表者として送った。さらに、一九五九年四月から六三年五月まではSPD首班と連立して、州副首相兼州蔵相H・アーレンスと追放された者・国外亡命者・戦争被災者担当州大臣E・シエルハウスの二閣僚を得た。

(5) シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州では、BHEとして一九五〇年に一五議席(二三・四%)を獲得し得票率の上では第二党となり、GB—BHEとして一九五四年には一〇議席(一四・〇%)、一九五八年には五議席(六・九%)を獲得した。一九五〇年九月から五一年六月、一九五一年七月から一九五八年九月まで連立内閣に代表者を送った。すなわち、一九五〇年九月から五一年六月まではCDUと連立して、州副首相兼州蔵相W・クラフト(一九五三年以降、連邦大臣)と社会・労働・国外亡命者問題担当州大臣H・A・アスバッハ(Hans-Adolf Asbach)の二閣僚を得た。一九五一年七月から五三年一〇月まではCDUと連立して、州副首相兼州蔵相W・クラフトと労働・社会・追放された者担当州大臣H・A・アスバッハの二閣僚を、CDU首班改造内閣となった一九五三年一一月から一九五四年九月までは、州蔵相C・A・シェーファー(Carl-Anton Schaefer)と州法相W・クラフト(一九五三年一〇月まで、一九五三年一一月以降はC・A・シェーファーが兼務)と労働・社会・追放された者担当州大臣H・A・アスバッハの三閣僚を送り込んだ。一九五四年九月から一九五八年九月まではCDU首班の下、州副首相兼労働・社会・追放された者担当州大臣H・A・アスバッハ(なお、H・A・アスバッハは一九五七年一〇月に辞任し、後任者は州副首相がC・A・シェーファー、労働・社会・追放された者担当州大臣がL・オーネズルゲ(Lena Ohnesorge)であった)と州蔵相C・A・シェーファーの二閣僚が州政府連立与党の地位を占めた。一九五八年九月以降、C・A・シェーファーはCDUに加わり、一九六一年一一月まで州蔵相

の地位にあった。一九五八年九月以降、L・オーネゾルゲは無所属の閣僚となった。その後、L・オーネゾルゲも、一九五九年一〇月にCDUに加入した後、一九六七年五月まで労働・社会・追放された者担当州大臣を務めた。⁽³²⁾

この内、ニーダーザクセン州内では、連邦全域では四・六%の得票率で○議席に終わった、一九五七年の連邦議会総選挙では、一一・四%のDPと併せると七・六%のGB—BHEは実に一九・〇%を獲得した。同じく連邦全域では二・八%の得票率で○議席に終わった、一九六一年の連邦議会総選挙でも、GDP (GB—BHE+DP) は六・一%を獲得している。一九五九年の州議会総選挙でも、一二・四%のDPと八・三%のGB—BHEは合計で二〇・七%を獲得して、一時的ではあるにせよ政党政治上、確固たる政治勢力であったと言える。⁽³³⁾

この内、バイエルン州では、一九六二年の州議会選挙に際しても、GDP (DP—BHE) は五・一%を獲得したが、この州では一選挙区連合で一〇%以上の得票を得ないと議席に結び付かないという「独自の阻止条項」⁽³⁴⁾があるために、○議席に終わっている。⁽³⁵⁾一九五〇年にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州で設立されたBHEは、設立許可のために必要な羈束的条件を充足し、困窮の故に結成された諸共同体と、政党として設立することを拒否されていた旧組織「追放された者の連合」との合併を終えた後で、バイエルン州でも早急に設立された。国外亡命者の特殊利益を代表する政党は、アメリカ占領軍当局の意向で、一九五〇年のバイエルン州議会の第二回総選挙以降に、始めて許可されたが、初陣にしては少なからぬ成功を収めた。一九五〇年には(二六議席で) 州議会第四党となり、一九五四年にも(一九議席で) 州議会第四党の地位を占めた。また、バイエルン州支部に所属するBHEの党員数は、一九五三年に四七、一〇〇名、一九五六年には五九、二〇〇名であった。BHEは、一九五八年の州選挙では九%を若干下回る得票率で、一七議席を得た。こうして合計三回の州議会選挙で、BHEは、故郷を追放さ

れた有権者の投票を集めて、議席に結び付けることができた。BHEの発展は、追放された者の経済的・社会的・政治的編入と、極めて密接に結び付いていた。国外亡命者がますます（西ドイツ社会に）統合され、「負担調整法（LAG）」が成果を上げて、ドイツ経済が奇跡の復興を遂げるにつれて、逆説的なようだが、BHEは自らの存在意義と、故郷を追放された者と国外亡命者の組織として政治的に機能するという社会的な存在基盤を、目に見える形で失っていった。BHEを支持する有権者の大半は、バイエルン州ではCSUに新たな政治的故郷を見出したのである。³⁶⁾

さらに、ヘッセン州では、ドイツ連邦共和国内の他の諸州よりも、国外亡命者が高い比率で配分されて、一層多くの追放された者が流入した。それ故に、一九五〇年代には、GB—BHEは一つの重要な政治的要素であった。一九五四年にSPDとGB—BHEは連立政権を組閣した。その後、この連立協定は二度にわたって更新された。国外亡命者が既に広範囲にわたって、社会的・経済的にヘッセン州（の社会）に統合されていたので、GB—BHEが長期にわたって政権に参加したことは、GB—BHEの支持者にとっては、GB—BHEが同じようにまた魅力的な政治勢力であり続けることにも貢献した。一九六六年の州議会総選挙でGPD（Gesamtdeutsche Partei）—BHEは四・三%の得票率で、○議席に終わった。その翌年に、GPD—BHEの党内では、著しく民族（自決・再統一）主義的な考えを持った勢力が、社会民主主義に同調（し、社会福祉的な解決を企図）する勢力と共に、大挙して、SPDに党籍を変更することを決議した。こうしてGPD—BHEはSPDに吸収合併されて、その運命がヘッセン州では確定したのである。³⁷⁾

(c) 総括

このようにGB—BHEという元来は保守系だが、単一政策のみを主張する中小の政党（野党）の場合には、当該政策の上で首班与党と妥結して連立協定を結ぶことが出来るならば、首班与党にとって連立与党候補とみなして懐柔する対象としては、手頃な連立の相手であると考えられる。そこで、首班与党が保守系の国民党CDU/C SUであつても、また中道系左派の社会民主主義政党SPDであつたとしても、しばしばGB—BHEは政権の一翼を（例えば、「既成政党に反対する政党（“anti-party” party）」と自称する「緑の党」よりも、容易に）担うことになつた。

しかし、議会活動に同化したことと政権運営に加わつたことの結果として、GB—BHEの主張に含まれる先鋭さは平均化されて、他党と大きく変わる「特異性」が少なくなつた。例えば、GB—BHEは「防衛政策」の上では「一般兵役義務」を原則的に容認し、「NATO加盟」を表明し、「連邦共和国が、NATOにおいてそれ相当の役割を果たすことを」を支持する³⁸。そこにおいては「自由世界の同盟諸国」との協調が、繰り返して力説される³⁹。もとより、「東西ドイツ両国と東部・中部欧州諸国における核兵器の配備を拒否する」姿勢に注目するならば、完全な右翼ではないと判断しうるに十分な根拠がある。しかし、「自由世界における自由な生活を確保し、防衛する強固な意志」を力説するく⁴⁰だりを讀むと、別にGB—BHEでなくとも、右派・保守政党であるならば同様の主張を行いうると、素人でも推定できるであらう。

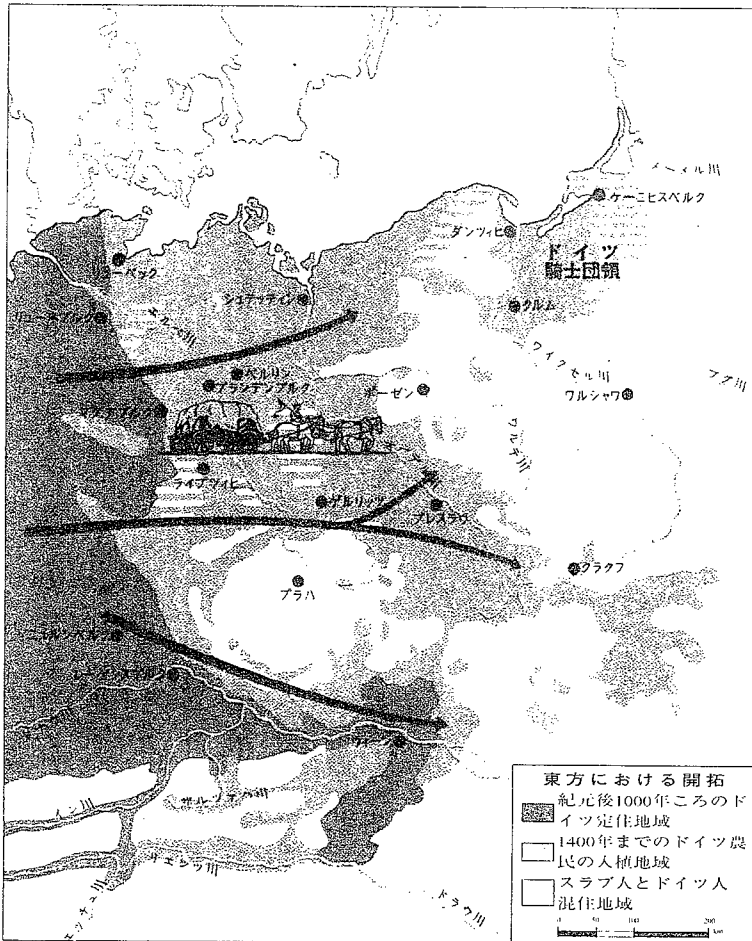
一方で、このように政権を担当することによって、「政策上の急進性 (radicality) が薄れ、政策全般にGB—BHEの守備範囲が拡大した」ことは、他党から強烈に区別される特徴 (Merkmal) を提示して、GB—BHEの

支持者拡大を目指す為には、マイナスに作用したと推察される。他方ではまた、他党⁽⁴⁾がGB—BHEの主張や類似した主張を採り入れるか、模倣することによって、一面でGB—BHEが当初、主張した政策は議会において反映されたが、他面でGB—BHEの存在意義が薄れたかもしれない。決定的であり、かつ確かなことは、一九五七年九月一五日の第三回連邦議会総選挙でGB—BHEが、○議席(四・六%)に終わったことである。いずれの原因によるかは(分析材料の不足で)即断できないが、要するに、「要求するだけの政党」から「政策を立案する政党」へ発展したことが、逆説的(paradoxical)だが、部分的には支持者の減少につながったと仮定・推測できる。万一そうであるならば、GB—BHEにとっては、なんとも皮肉めいた現実であると言えそうである。

(五) 問題の背景——東部ドイツ地域における国境と民族(言語)構成の不一致——

第二次世界大戦以前には、東欧と西欧では、民族と言語の境界線の有り様が異なっていた。すなわち、西欧(特にフランス)⁽⁴²⁾では言語(民族)の境界線と国境(国籍の境界線)が比較的一致している。この意味で、西欧は「民族国家(Nationalstaat)」にとつての本来の故郷であった。これに対して、東部中欧および東欧では言語(民族)の境界線が、複雑に入り組み、錯綜しており、継ぎ接ぎだらけの様相を呈している。つまり、東部中欧および東欧では、言語ブロックの境界線は国境線と一致しないで、湾曲し、噛み合い、飛び地を構成していた。そのため、東部ドイツ地域では、他の民族ブロックの直中に、多数のドイツ民族の居留地が、入植・開拓地として介在していた(図5と図6を参照)。このような入植の有り様は、一二二五年前後⁽⁴³⁾に始まり、第二次世界大戦勃発時まで進展し続

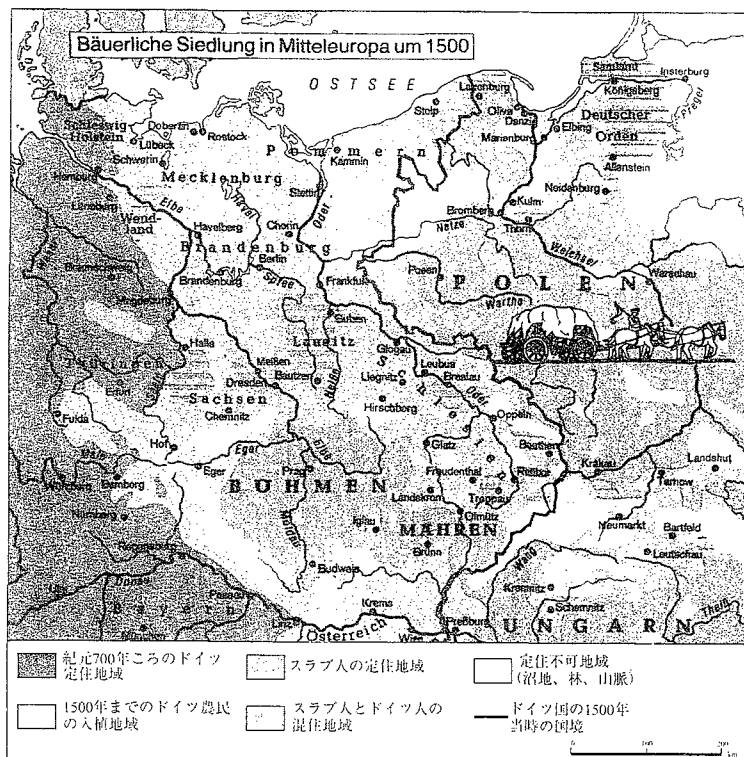
図5：東方の開拓：紀元1000年頃と1400年頃のドイツ民族居住地域



農民ばかりでなく、商人や手工業者も東方へ移住した。彼らは村をつくらず都市を創設した。領邦君主たちは都市建設を大いに奨励した。なぜなら都市からは関税と租税を徴収できたからである。こうして12世紀以来、ライプツィヒ・ベルリン・シュテットイン・ゲルリッツといった諸都市ができあがった。

本図は、『全訳世界の歴史教科書シリーズ13西ドイツII』（帝国書院・1982年）60頁による。

図6：東方の開拓：紀元700年頃と1500年頃のドイツ民族居住地域



この地図以外にもドイツ人定住地域はバルト諸国とジューベルビルゲン地方（現ルーマニア）に拡がっていた。

本図は、H. Ebeling/W. Brikenfeld. *Die Reise in die Vergangenheit*. Bd. 2, 1991, westermann, S. 126. による。

けた「東方植民、もしくは、東部への植民 (Ostkolonisation)」運動の歴史的な所産であった。⁽⁴⁴⁾ このような東部中欧および東欧の民族構成の複雑さが、第二次世界大戦後、ドイツ人を「目の敵」にして、旧西ドイツ領土へと「追放」する一因となった。

余談になるが、例えば、現在でもポーランド第三の都市・クラクフ (Kraków: ドイツ表記は Krakau: クラックウ) 市 (人口七四五、〇〇〇人)⁽⁴⁵⁾ には、ドイツ語を母国語する、旧ドイツ植民者の子孫が残留していると言う。第二次世界大戦後の「追放」政策にもかかわらず、相当数の残留者が残った。そこで、クラクフ市では、ポーランド語とドイツ語の二箇国語が並記された新聞も、一部ではあるが発行され続けているのである。⁽⁴⁶⁾

(六) ドイツ統一の後で

一九九〇年九月一二日に締結された「いわゆる2+4条約 (旧東西ドイツ両国と旧四大占領国であるソ連、アメリカ合衆国、イギリス、フランスが締結した、ドイツ国についての究極的条約)」は、第一条【**国境**】の第二項で、「統一ドイツとポーランドは、現行の国境線を国際法上、拘束力のある条約によって確認する」。また、その第三項は「統一ドイツは他国に対して、現在ならびに将来にわたって、領土的要求を決してしない⁽⁴⁷⁾」と定めた。この条約によって、BHEが幻として描いたドイツの再統一が実現した。だが、BHEが要求したドイツの領土的再拡張の夢は、永久に歴史的遺物となったのである。

一般に欧州諸国では、ある宗教 (宗派) が国民的宗教 (＝圧倒的多数派) になることが多い。ソ連では、一九二

四年にレーニンが死去し、一九二〇年代後半以降、スターリンが「無敵の独裁者として党と国家に君臨」した。ソ連は、共産主義を国家のイデオロギー（「疑似宗教」）とした。宗教的には、ロシア正教のみが当局の公認宗教であった。一九三六年から三八年には、「広範囲にわたる政治的・軍事的な粛清」の嵐が吹き荒れた。⁽⁴⁸⁾一九八九年の東欧市民革命後に、ロシア正教は復興した。だが、復権したロシア正教が、かりに大きな顔をして、万一、ロシア民族至上主義⁽⁴⁹⁾と結び付くならば、他宗教・他宗派に属する宗教的少数者にとっては、居心地の悪い、風通しの良くない、抑圧的な社会となる虞がある。つまり、その場合、ロシア正教の再建と共に、目に見えず、表面化しないで、他宗教・他宗派の信徒を、国外亡命に追い込む可能性がある何かが、働き始めたことになる。東欧革命後の、民族の移動について研究すると、上記の懸念が、全く根拠が無いわけではないことに気付く。

すなわち、ドイツ系ソ連住民は、公式統計の上では二〇〇万人であったが、実際には、七〇〇万人から八〇〇万人のドイツ系住民が、旧ソ連で生活を営んでいた。けだし、ヒトラーがソ連に侵略した後に、ドイツ系住民が危険な差別化を恐れて、国勢調査や身分証明書にロシア人と記載した⁽⁵¹⁾ので、二つの数値に大きな隔たりがある。スターリン治世のソ連が抑圧的な体制であることを否定する試みは、間違っているとM・ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長（当時）は、一九八七年一月二日に述べた。東欧革命後に、ロシアのドイツ系住民の内、約一〇〇万人がドイツに移住した。⁽⁵³⁾ドイツ系ソ連住民が国外へ移住した具体例を上げると、プロテスタント系「再洗礼派」の一つで、約五万人を数え、二〇〇年の間、ロシアで暮らしてきたメナナイト教会（Mennonite church）⁽⁵⁴⁾の信徒らは、ドイツとアメリカの信徒集団との密接な関係に基づいて決定された移住方針の下、ほとんどが「組織的に救出」された。⁽⁵⁵⁾これは、過去においてと同様に今後も、目に見えない、宗教を事由とする弾圧が続く可能性を、危惧した結果であ

らう。

注

- (1) William E. Paterson/Douglas Webber, "The Federal Republic of Germany: The Re-emergent Opposition?", (ed.) Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, St. Martin's Press, 1987, pp. 137-168 (141). E. トリンスキー編『清水望監訳『西ヨーロッパの野党』(行人社・一九九八年)一四九―一五〇頁(高見仁訳)。
なお、元来の概念は、オットー・キルコントナー(Otto Kirchheimer)が、"The Waning of Opposition in Parliamentary Regimes", in *Social Research*, vol. 24, no. 2, (Summer 1957), pp. 127-57, を考察したものである。なお、オットー・キルコントナー執筆、岩永健吉郎・高木誠訳「議会主義の政治体制における反対(派)機能の衰退」、岩永健吉郎『西欧の政治社会』(東大出版会・一九七七年二初版)一四二―一六八頁所収(二五〇―二五一頁)によれば、この学術用語は、「連立」協定によって他党の管轄とされているところで生じている事態に対して反対する「管轄反対」と訳されている。だが、これは「連立協定によって他党の管轄とされた分野の政策に対して、連立与党の一部が、一時的に野党となって採る反対行動」の意味であるから、「特定の分野のみに」いて反対する政権内野党」もしくは「分野野党(高見訳)」と訳す道理も一定限度、認められよう。
- (2) Klaus von Beyme, "Parliamentary Oppositions in Europe", Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, p. 35. 清水『西ヨーロッパの野党』三九頁(若松新訳)。
- (3) Ken Gladish, "Opposition in the Netherlands", Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 221-222. 清水『西ヨーロッパの野党』二二三頁(若松訳)。
- (4) Peter Pulzer, "Is There Life After Dahl?", Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, p. 20. 清水『西ヨーロッパの野党』二二三頁(土屋彰久訳)。
- (5) 野党の立憲的もしくは政治的「性格」如何による分類については、Klaus von Beyme, op. cit. (note 2), p. 31-34. 清水『西ヨーロッパの野党』三四―三八頁(若松訳)を参照。
- (6) Hrsrg. v. H. Michaelis/E. Schraepfer, *Ursachen und Folgen: Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, Bd. 23, Dokumenten-Verlag Dr. Herbert Wendler & Co., o. J., S.

- 393, 491.
- (7) 第一編の最初の三編落字 *dtu-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 19, dtv, 1990, S. 166 (Vertriebene). ㊦㊧㊨
- (8) Carl Creifelds, *Rechtswörterbuch*, 7. Aufl., C. H. Beck, 1983, S. 233 (Bundesvertriebenengesetz).
- (9) 第一編の最後の四編落字 *dtu-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 19, S. 166 (Vertriebene). ㊦㊧㊨
- (10) 以上、第二編の「負担調整」に關する四編落字の大半は PLOETZ: *Die Bundesrepublik Deutschland*, 2. Aufl., Ploetz, 1985, S. 92. ㊦㊧㊨
- (11) *Der Fischer Informationsatlas BRD*, 3. Aufl., Fischer, 1990, S. 151.
- (12) H. Ebeling/W. Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 4, westermann, 1982, S. 217.
- (13) *Der Fischer Informationsatlas BRD*, S. 150.
- (14) *dtu-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 19, S. 166 (Vertriebene).
- (15) 注(15)の段落‘*dtu*’の語の段落は *dtu-Wörterbuch zur Geschichte*, Bd. 2, 7. Aufl., dtv, 1990, S. 839-840 (Vertriebung). ㊦㊧㊨
- (16) 拙稿「東ドイツの統一と野党の存在」『早稲田社会科学研究第44号』一一二頁所収の図一を参照。
- (17) Wolfgang Benz, *Von der Besatzungsherrschaft zur Bundesrepublik*, Fischer, 1989, S. 32-33.
- (18) Hrsg. v. Claus A. Fischer, *Wahlhandbuch für die BRD*, 2. Halbband, 1990, Schönigh, S. 1200, 1223.
- (19) *Wahl atlas 1987/88 BRD*, 3. Aufl., Höller und Zwick, 1988, S. 34-37.
- (20) Hrsg. v. Ossip K. Flechtheim, *Dokumente zur parteipolitischen Entwicklung in Deutschland seit 1945*, Bd. 2, Dokumenten-Verlag Dr. Herbert Wendler & Co., 1963, S. 421.
- (21) Peter Schindler, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundeslages 1949 bis 1982*, 3. Aufl., Nomos, 1984, S. 292.
- (22) この専門用語は Klaus von Beyme, op. cit. (note 2), p. 32, 清水「西ヨーロッパの野党」三六頁(著者訳)に㊦㊧㊨
- (23) 当時「緑の党」は、基本法第三三条方式によるドイツ統一を、実質的な併合であると批判したが、具体的な代替案を提起しただけではなかった。(平郷實「統一ドイツのゆへに」(岩波新書・一九九一年)九四頁。)
- (24) Roland Sturm, “Starker Kanzler-schwache Opposition?: Deutschland vor der Bundestagswahl 1998”, *Gegenwartskunde*,

4. Vierteljahr 1997, S. 531-556 (533). 坪郷、注 (23) 前掲書 一二九頁。

- (25) 『読売新聞』一九九八年一月二七日、三面。
- (26) 「緑の党」が射程とする政策領域が、対外政策にまで広がったことが、「緑の党」にとってプラスに作用するか、GB-BHEの先例の通りにマイナスの影響をもたらすかは、判断を許さない。
- (27) P・ハイン氏の研究業績としては、「緑の党」の立法政策上の提案を丹念に分析した *Die Arbeit der Bundestagsfraktion der GRÜNEN-Gesetzesinitiativen und Anfragen (1983-1988)*, (unveröffentlicht), 1989. が有名。
- (28) *Der Deutsche Bundestag: 11 Wahlperioden*, Neske, 1987, S. 95.
- (29) スペイン現行憲法制定時の七人委員会や、ボン基本法制定時の三人委員会、五人委員会、七人委員会という極端に少人数で構成され、各党から事実上、全権を委任された委員からなる委員会が、妥協案作りに資することについては、拙稿「フランコ独裁後のスペインにおける与野党の建設的関係——ドイツとの比較において——」『早稲田社会科学研究第47号』（一九九三年）九二～九四、一一四～一一五頁を参照。
- (30) Flechtheim, ebd. (Anm. 20), Bd. 2, S. 424-425.
- (31) Flechtheim, ebd. (Anm. 20), Bd. 2, S. 433.
- (32) 連邦と州の議会と政権における動向については、C. A. Fischer, ebd. (Anm. 18), 1. Halband und 2. Halband, 1990, S. 7-10 (BRD), 99 (Württemberg-Baden), 103-113 (Baden-Württemberg), 223-228 (Bayern), 608-619 (Hessen), 711-719 (Niedersachsen), 1126-1138 (Schleswig-Holstein). 以下略。
- (33) Günter Mann, "Niedersachsen", Hrsg. v. F. Esche/J. Hartmann, *Handbuch der deutschen Bundesländer*, Campus, 1990, S. 290-292. Günter Mann, "Niedersachsen", Hrsg. v. Jürgen Hartmann, *Handbuch der deutschen Bundesländer*, 3. Aufl., Campus, 1997, S. 366.
- (34) バイエルン州における一選挙区連合で一〇%以上の得票を得ないと議席に結び付かないという「独自の阻止条項」については、拙稿「比例代表制における阻止条項について——政党制との関連において——」『早稲田社会科学研究第40号』（一九九〇年）一三四～一三八頁を参照のこと。
- (35) W. Ismayr/G. Kral, "Bayern", Esche/Hartmann, ebd. (Anm. 33), S. 113-114. Ismayr/Kral, "Bayern", Hartmann, ebd.

- (Ann. 33), 3. Aufl., S. 110.
- (36) W. Ismayr/G. Kral, "Bayern", *Fische/Hartmann*, ebd. (Ann. 33), S. 119. Ismayr/Kral, "Bayern", Hartmann, ebd. (Ann. 33), 3. Aufl., S. 114-115.
- (37) T. Schiller/T. v. Winter, "Hessen", *Esche/Hartmann*, ebd. (Ann. 33), S. 262. Schiller/v. Winter, "Hessen", Hartmann, ebd. (Ann. 33), 3. Aufl., S. 294. なお、従来「民族主義 (Nationalismus) には」(一) 第二次世界大戦後のアジア・アフリカ諸国におけるような「民族 (独立国家) 主義」の主張、(二) スペインのバスク、カタロニア地方のような「民族 (分離・独立) 主義」の主張、(三) プロイセンが目指した「民族 (国家統一) 政策」など、主として三つの形態があった (G. Ionescu/I. de Madariaga, *Opposition*, C. A. Watts, 1968, pp. 64-65. G. ヨネスク&I. テ・マダリアーガ著、宮沢健訳「反対党の研究」(未来社・一九八三年) 七四―七五頁) が、この三つを「民族 (自決・再統一) 主義的な見解」とは、第四の民族主義の発露である。
- (38) Flechtheim, ebd. (Ann. 20), Bd. 2, S. 435-436.
- (39) Flechtheim, ebd. (Ann. 20), Bd. 2, S. 437-438.
- (40) Flechtheim, ebd. (Ann. 20), Bd. 2, S. 438.
- (41) 例えばSPDは、一九五二年九月二八日に採択したドルトムント綱領の前文で、「SPDはオーデル・ナイセ線を国境とは認めないと、既に一九四五年に宣言している」と明記した (Flechtheim, a. a. O. (Ann. 20), Bd. 3, 1963, S. 65)。但し、「一九四五年にどの文書の何処で宣言した」のかは、未調査である。
- (42) フランスは中央分権化が最も進んだ国家である。例えば、フランス語といえはパリのフランス語のみが、本場のフランス語であると見なされる。また、地方自治の点でもフランスは、一〇〇の県、三六、五〇〇の市町村に分割して統治している (若松隆「EC統合の深化とスペインの地域・社会問題」日本政治学会編『年報政治学一九九三年』(岩波書店・一九九三年) 一一〇頁、表1による)。一〇〇という数字は、余りにも人為的な作為の所産である。これに対して、スイスは構成国の独自の地方自治権を認めて、中央政府を形成した典型的な連邦国家である。この意味でスイスは、国民が持つ真の「統一 (Einheit) への意志」によって形作られた国家である。それ故に、スイスは言語の点でもフランス語、ドイツ語、イタリア語、ロマンス語と多様多彩である。(スイス憲法制定一五〇周年記念「スイス・インフォメーション・デー98イン・東京」(一九九八年二月一

日)での、上智大学元教授・八幡康貞先生からの伝聞による。

(43) ドイツの歴史が始まって以来、ドイツの諸侯や騎士は、人口の稀薄なエルベ川・ザレ川以東のスラブ地域にたびたび侵入し、そこで広大な領域を征服した。例えばハインリヒ獅子公のように。彼らはその支配を確実にし、その収益を増やすために、西方から農民をこの征服地に呼び寄せて、土地を耕作させ村落を建設させた。しかし、スラブ人の君侯も荒地を畑に変えるために、ドイツ人の入植者を獲得しようとした。シュレージエンやペーメンから勧誘人がやって来て、ドイツの農民を有利な条件で彼らの土地に勧誘した。(H. Ebeling/W. Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 2, westermann, 1971, エーベリング/ビルケンフェルト著、成瀬 治訳「全訳・世界の歴史教科書シリーズ13西ドイツII」(帝国書院・一九八二年)五九頁。)

東部ドイツ地域へ農民が植民を開始した年号を、一二二五年と判断したのは、以下の故事による。すなわち、一二二五年「から一九二六年にかけての冬」に、「異教のプロイセン人に手を焼いた」ポーランドの一人の公 (Herzog)「もしくは大公コンラート」が、ドイツ騎士団(騎士修道会)を自分の領地に招聘した。「この時、大公は、援助と引き替えに、ウアイクセル川沿いのクルム周辺の土地の授与を約束したらしい。一二三二年以降、プロイセン人の抵抗を排しながら、クルム周辺の土地の占領が始まった。その後、「ドイツ騎士団の下、開墾作業は順調に進展し、ケーニヒッスベルク市とマーリーエンブルク (Martenburg) 市を含む、一〇〇を若干下回る数の都市もしくは町と、約一、四〇〇の村落が築かれた。(Ebeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 2, westermann, 1991, S. 126-137 (133). なお、「」内は、成瀬・山田・木村編「世界歴史大系 ドイツ史1」(山川出版社・一九九七年)二七三―二七五頁(西川洋一)からの補筆である。西川によれば、ドイツ騎士団が行った東方植民は、(極めて悪い表現だが、侵略戦争により)プロイセン人の異教徒を征服して、この地にキリスト教を広めたと言える。)

七〇〇年頃にエルベ川・ザレ川以西で農耕を営んでいたドイツ農民は、少しづつ東部地域を開拓し移住した。やがて一五〇〇年頃にはポメルン地方の全域、シュレージエン地方の大半、東ブランデンブルク、および、東プロイセンの一部を含む(一九三七年当時の)旧ドイツ領土に至るまで、ドイツ人は居住面積を拡大させたのである。(Ebeling/Birkenfeld, ebd., 1991, S. 126.)
(44) Karl Dietrich Erdmann, *Das Ende des Reiches und die Entstehung der Republik Österreich, der BRD und der DDR*, dtv, 7. Aufl., 1990, S. 122-123.

(45) *Der Fischer Weltatlas* 1998, Fischer, 1997, Sp. 578 (Polen).

- (46) 早稲田大学名誉教授・清水望先生からの伝聞による。
- (47) *Grundgesetz*, 27. Aufl., dtv, 1991, S. 93-98 (94) ("Zwei-plus-Vier-Vertrag").
- (48) 一九二一年以降のソ連における反宗教政策については、霜田美樹雄『政治と宗教』(成文堂・一九七二年)二五七―三二二頁を参照。一九二五年以降、ソ連では「戦闘的無神論者同盟」なる反宗教組織が、当局の庇護の下、反宗教宣伝を敢行した(同書、三〇七頁以下)。
- (49) Arther S. Banks, *Political Handbook of the World 1991*, CSA, 1991, p. 700 (USSR).
- (50) 卑近な事例では、ロシア共産党委員長であるジューガノフは、愛国党党首も兼務しており、おそらくはロシア正教の民族主義化を企図している。
- (51) 清水望『東欧革命と宗教』(信山社・一九九七年)三〇一頁と三三三頁に所収のケルト・シュトリッカー (Gerd Stricker) の分析による。
- (52) ミハイル・S・ゴルバチョフ著、ソ連内外政策研究会訳『ゴルバチョフ演説・論文集Ⅲ』(国際文化出版社・一九八九年)七〇―七二頁。
- (53) 清水『東欧革命と宗教』三〇一頁。
- (54) メイナイト派 (Mennoniten) は、メノ・シモンズ (Meno Simons: 1496-1561) を開祖とし、一五四〇年以降、北海とバルト海西部沿岸で洗礼共同体を営んだ。同派は、小児洗礼の制度を認めず、成人の信徒のみから構成される「再洗礼派」に属し、『新約聖書』「マタイ伝」第五章第三―三七節を逐語的に解釈して「誓約・宣誓を一切せず」離婚を認めず、良心的兵役拒否を採って、信仰の領域への国家の介入を拒絶する。カトリックと福音主義の両者の領邦君主によって迫害された後に、オランダと西プロイセンに逃れた。一六八三年以降、北アメリカへの移民を開始した。一八世紀にはロシアにも逃れたが、一八五〇年以降、ロシアでの兵役義務を拒否し、大部分が合衆国とカナダに移民した。構成員の総数は約五五万人。(dtv-Lexikon in 20 Bänden, Bd. 12, S. 43-44 (Mennoniten, Taufgesinnte; Menno Simons))
- なお、アメリカとカナダにおけるメイナイト教会諸派は、その七つの分派も含めると、合計信徒数一八二、四四五余名を数える。だが、その内、最大規模のメイナイト教会本体は、信徒数九一、二六七余名である。(The World Almanac and Books of Facts 1988, World Almanac, 1987, p. 590 (Religion))

(55) 清水『東欧革命と宗教』四一三―四一五頁。

(付記) 本稿は、平成九(一九九七)―一〇(一九九八)年度の文部省科学研究費補助金(奨励研究(A)／課題番号09720069／研究課題名：野党(Opposition)の研究)による成果の一部である。